

8月新居浜市定例記者会見

【日時】令和6年8月27日（火） 11時00分～

【場所】新居浜市役所 応接会議室（3階）

【項目】

- （1）令和6年第4回新居浜市議会定例会議案概要について
- （2）安全な水、次世代へ 新居浜市水道創設70周年記念事業
- （3）“全国初”産後ケアアプリを活用した妊婦・産後の女性支援事業の協働に関する協定書締結
- （4）ベトナム社会主義共和国（ホイアン市・ダナン市）への訪問の成果について

（司会）

定刻が参りましたので、ただいまから定例記者会見をはじめさせていただきます。
それでは、市長よろしくお願いたします。

（市長）

おはようございます。
本日は定例記者会見にご出席をいただきまして、ありがとうございます。
それでは、令和6年第4回新居浜市議会定例会議案概要について、ご説明させていただきます。

（1）令和6年第4回新居浜市議会定例会議案概要について

本日、8月27日に招集告示いたしました「第4回市議会定例会」は、9月3日に招集いたします。
今議会に提案いたします補正予算では、制度改正に伴い令和6年10月分より拡充されることとなる児童手当の支給に必要となる予算の追加、物価高騰に対する支援のためのあかがねポイント還元キャンペーンに係る経費等について、予算措置いたしております。

また、予算議案以外には、「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更」などの一般議案のほか、「新居浜市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について」などの条例議案を上程することといたしております。その他、各議案等の詳細につきましては、企画部から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

（司会）

今回提出されます議案につきましては、議案一覧のとおりでございまして、報告4件、認定2件、一般議案3件、条例議案4件、予算議案3件の合計16件です。

それでは、報告、認定、予算議案につきましては財政課から、また、一般議案、条例議案につきましては、総合政策課から、それぞれ説明させていただきます。

（財政課長）

それでは予算関連議案等について、ご説明いたします。

はじめに報告議案でございます。議案一覧をご覧ください。

まず、報告第18号及び報告第19号の「継続費繰越計算書の報告」2件につきましては、一般会計及び公共下水道事業会計において継続費を設定して事業を進めていた新市民文化センター建設準備事業費及び下水処理場改築事業の2事業について、事業の完了に伴う継続費の精算報告を行うものでございます。

次に、報告第20号「健全化判断比率の報告」につきましては、令和5年度決算に基づく実質赤字比率など4項目の健全化判断比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものでございます。

報告第21号「資金不足比率の報告」につきましては、令和5年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものでございます。

次に、認定議案でございます。

認定第1号及び認定第2号につきましては、決算の認定でございます。

認定第1号は、令和5年度新居浜市水道事業会計決算、工業用水道事業会計決算、及び公共下水道事業会計決算について、また認定第2号は、令和5年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び渡海船事業特

別会計ほか4特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付すものでございます。

続きまして、議案第66号から議案第68号の予算議案につきましては、お手元の補正予算案の概要に沿ってご説明いたします。

9月補正予算案の概要の2ページをご覧ください。

はじめに、予算規模でございます。

一般会計の今回の補正予算は、介護基盤整備等事業等の公共事業をはじめ、道路整備事業等の単独事業のほか、市民応援あかがねポイント事業費等の施策費、道路橋りょう災害復旧費等の災害復旧費及び経常経費について、予算措置しています。

この結果、一般会計では、補正額7億3,975万1千円の追加、補正後の予算総額は、543億1,289万1千円となり、対前年度同期比は、4億8,578万3千円、0.9%の増となっております。

また、国民健康保険事業特別会計では、補正額547万円の減額、補正後の予算総額は、118億4,199万9千円、介護保険事業特別会計では、補正額2億1,584万7千円の追加、補正後の予算総額は、142億3,276万6千円となっております。

3ページをご覧ください。

次に、補正予算の主な事業について、ご説明いたします。

まず、児童手当費につきましては、児童手当の国の制度改正に伴いまして、令和6年10月分より、支給対象、所得制限、手当月額、支払期月、費用負担等が変更となり、支給が拡充されることとなりますので、支給に必要となる予算を追加いたしまして財源を補正するものでございます。主な変更点につきましては、表にまとめた通りでございますが、支給対象については、高校生年代まで拡充されます。所得制限はなくなります。手当月額については、第3子以降が3万円に拡充されるとともに、高校生年代が新たに対象となります。支払期月については、これまでの年3回から、年6回、偶数月の支給に変更になります。これらの制度改正に伴う対象者数の増加を見込みまして、3億2,647万5千円を追加するものでございます。

財源につきましては、制度改正により、国・県市の負担割合が変更になり、国費の負担割合が高くなりましたことから、3億3,017万4千円を充当いたしまして、県支出金及び一般財源は表に記載のとおりそれぞれ減額いたしております。

4ページをご覧ください。

介護基盤整備等事業につきましては、社会福祉法人はびねす福祉会が、介護人材の確保を目的として整備する職員宿舎2棟に対する県の補助内示がありましたことから、補助金として1億円を追加するものでございます。財源につきましては、全額県支出金を充当しています。

続きまして、市単独土地改良事業及び農道維持管理事業につきましては、市民生活に密着した農道などの舗装をはじめとする維持補修や水路の改修、浚渫などの費用として、それぞれ3,500万円、合計7,000万円を追加するものでございます。

5ページをご覧ください。

航路泊地整備事業につきましては、令和4年度より計画的に浚渫を行っております港湾施設につきまして、浚渫土の受け入れ先となります四国中央市との協議が整いましたことから、令和6年度事業として東港地区の多喜浜第1泊地の浚渫を行うための予算5,800万円を追加するものでございます。

続きまして、道路整備事業につきましては、市民生活に密着した市道の舗装や改修、交通安全施設の修繕等を行う費用として、5,500万円を追加するものでございます。

6ページをご覧ください。

市民応援あかがねポイント事業費につきましては、令和5年度に内示のありました国の物価高騰対応重点支援地方臨時交付金を活用し、10月にあかがねポイント還元キャンペーンを実施するための費用として、4,000万円を追加するものでございます。

財源については、全額国庫支出金を充当しています。

続きまして、寄附金に関連する事業についてです。

まず、ふるさと納税被災地支援事業費につきましては、能登半島地震による珠洲市及び輪島市に対する被災地支援として、愛媛県及び県内市町において、ふるさと納税の代理寄附を実施いたしました。代理寄附の

受付が6月30日で終了されましたことから、これまでに集まった寄附金からクレジット決済手数料を控除した金額52万9千円を交付金として追加するものでございます。ご支援、ご協力に感謝申し上げます。両市への送金は、11月1日を予定しております。

財源につきましては、令和6年度に受け入れた寄附金はその他財源として充当し、令和5年度、昨年度に受け入れを行った寄附金については一般財源としております。

7ページをご覧ください。

こども夢未来基金積立金につきましては、株式会社海援隊様から、東予信用金庫の「とうしんSDGs私募債～ちいきのミライ～」を活用した寄附金10万円について、「こどもたちの教育活動のために役立てて欲しい」との寄附者の意思を尊重し、こども夢未来基金に積み立てを行うものでございます。今後、教育の振興に活用させていただきます。

次に、地域福祉基金積立金につきましては、個人の方からいただきました寄附金200万円について、「地域福祉に役立てて欲しい」との寄附者の意思を尊重し、地域福祉基金に積み立てを行うものでございます。今後、地域福祉の振興に活用させていただきます。

次に、体育施設建設基金積立金につきましては、6月16日に、国領川河川敷において、第2回リバーサイドマラソンを開催したF-ONE PROJECT様からいただきました寄附金3万円について、「新居浜市スポーツ振興のために役立てて欲しい」との寄附者の意思を尊重し、体育施設建設基金に積み立てを行うものでございます。今後、スポーツ振興に活用させていただきます。

以上が、寄附金に関する予算補正になります。

8ページをご覧ください。

災害復旧に関する補正予算になります。

道路橋りょう災害復旧費につきましては、6月30日から7月2日にかけての梅雨前線豪雨によって、斜面の崩壊により落石防護網が損傷し、路面に土砂が堆積した大島支線の災害復旧費として、3,635万円を追加するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金及び市債を充当しております。

次に、港湾施設災害復旧費につきましては、5月27日から28日にかけての大雨の影響で、6月8日にマリンパーク新居浜海水浴場に漂着したごみの集積、運搬、処分に要した経費を負担金として新居浜港務局に支出するための費用50万円を追加するものでございます。

財源につきましては、市債を充当しております。

9ページをご覧ください。

補正予算の款別歳入と経費別歳出でございます。

歳入につきましては、地方特例交付金1億2,610万円をはじめ、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、市債と、表に記載のとおりとなっております。

歳出につきましては、経常経費が3億3,007万5千円、施策費が4,327万3千円、公共事業費が1億1,184万8千円、単独事業費が2億1,770万5千円、災害復旧費が3,685万円となっております。

10ページをご覧ください。

次に、国民健康保険事業特別会計補正予算の事業についてでございます。

一般管理費につきましては、令和6年12月2日に従来の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証が原則一体化されることに伴いまして、「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の交付等が必要になりますことから、システム改修等の費用として297万4千円を追加するものでございます。

財源は、全額国庫支出金を充当しています。

次に、保険事業費一般納付、保険事業費一般後期高齢納付、保険事業費介護納付につきましては、それぞれ県への納付金額が確定いたしましたことから、予算額に対する過不足の調整を行うものでございまして、それぞれ2,177万9千円の減額、949万6千円の追加、383万9千円の追加を行うものでございます。この結果、合計844万4千円の減額となりますので、同額について一般会計繰入金を減額いたします。

11ページをご覧ください。

次に、介護保険事業特別会計補正予算の事業についてでございます。

償還金につきましては、令和5年度決算における介護給付費及び地域支援事業に対する国庫支出金、県支出金、支払基金の精算に伴い、所要額を償還するもので、2億703万3千円を追加するものでございます。

次に、介護給付費準備基金積立金につきましては、令和5年度決算における国庫支出金等の精算に伴う残余を基金に積み立てるもので、881万4千円を追加するものでございます。

以上で、予算関連議案等の説明を終わります。

(司会)

続きまして、一般議案及び条例議案につきまして、総合政策課長から説明いたします。

(総合政策課長)

私の方からは、一般議案3件、条例議案4件について、ご説明いたします。

まず、議案第59号「工事請負契約」につきましては、市庁舎大規模改修高圧受変電設備工事の請負契約を締結するものでございます。

次に、議案第60号「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更」につきましては、森林環境税の賦課徴収に伴う共同処理事務及び規約の変更に係る協議を行うものでございます。

次に、議案第61号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更」につきましては、法律(高齢者の医療の確保に関する法律)の一部改正による被保険者証の廃止に伴う規約の変更に係る協議を行うものでございます。

次に、議案第62号「新居浜市支所設置条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、川東支所及び上部支所を、令和7年3月31日限り廃止するものでございます。

次に、議案第63号「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、市民税、固定資産税等の減免に係る申請の期限を延長するものでございます。

次に、議案第64号「新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、特例措置の適用を受ける計画の認定期限を延長するものでございます。

次に、議案第65号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

(2) 安全な水、次世代へ 新居浜市水道創設70周年記念事業

(司会)

それでは、その他の会見項目について、市長よろしく申し上げます。

(市長)

それでは続きまして、「安全な水、次世代へ 新居浜市水道創設70周年記念事業」についてでございます。

本市の水道は、昭和29年に給水人口35,000人の計画で創設され、今年度で70周年の節目の年を迎えました。この機会に広く市民の皆様にも本市の水道事業への理解を深めてもらうため、記念イベント「新居浜水道フェスタ2024」を開催いたします。

イベント当日、イオンモール新居浜の各会場では、安全・安心な水道水を届けるための取り組みや地震への備えなどについて知っていただくため、水道施設の写真等のパネル展示をはじめ、キャラバンカーでの実演、市内の小学生から応募いただいた、水に関する図画・ポスター作品展示及び優秀作品の表彰式、スーパーボールすくいや給水活動体験などの様々な企画を実施いたします。

また、各エリアを回るスタンプラリーを実施し、記念品や長期備蓄用の防災食のサンプルなどの配布も予定しておりますので、ご家族で様々な展示や実演、各種体験を通じて、水道事業の大切さを知っていただくきっかけになればと願っております。皆様のご来場をお待ちしております。

(3) “全国初”産後ケアアプリを活用した妊婦・産後の女性支援事業の協働に関する協定書締結

次に、「産後ケアアプリを活用した妊婦・産後の女性支援事業の協働に関する協定書の締結について」で
ございます。

令和6年8月29日(木)に株式会社ポーラと、妊婦・産後女性の支援事業に関する協定について締結式を
行います。本協定による協働事業の特徴は、株式会社ポーラが昨年7月から運営を開始した、産後ケアア
プリ「ママニエール」の活用を官民協働で実施するものであります。

この産後ケアアプリは、独自の顔分析技術により、今の心と体の状態を即座に分析し、その結果に基づくケ
アやおすすめの情報を提案するものであります。アプリの位置情報と子どもの年齢などの基本情報を設定す
ることで、株式会社ポーラの持つおすすめのケア情報などに加え、今その方に最適と思われる地域の子育て
施設や、ケアの方法、相談先など、市が持つ地域資源の情報の提供を行うことができるため、その分野にお
いて連携を行うことといたしております。

産後ケアアプリを活用しての自治体との連携事業として株式会社ポーラが協定締結を行うのは、新居浜市
が全国初となります。全国的にも、妊娠・産後女性を主なターゲットとしたケアに繋がる支援事業を官民協働
で実施しているケースはあまり例がないと考えておりますので、ぜひ取材をしていただきますよう、よろしくお願
いいたします。

(4) ベトナム社会主義共和国(ホイアン市・ダナン市)への訪問の成果について

次に、「ベトナム社会主義共和国(ホイアン市・ダナン市)への訪問の成果について」でござい
ます。

先月の記者会見でご案内させていただきましたとおり、8月1日から4日まで、ベトナム社会主義共和国を訪
問し、各機関との協議や視察を実施しましたので、ご報告させていただきます。

今回訪問の一番の目的は、昨年4月に当時の加藤副市長が訪問して以来、交流が活発となっているクア
ンナム省ホイアン市との友好関係を強化することとございました。8月2日にホイアン市のグエン・バン・ソン市
長を始めとしたホイアン市の要人と協議を行い、友好的な協力関係構築を促進するため、幅広い分野におい
て、相互理解と協力関係を強化することなどで合意し、署名文書を交わしました。

協議の中で、ホイアン市からは、ホイアン市に訪れる年間500万人から600万人に上る観光客に向け、新
居浜市のPRを行い、新居浜市への観光誘客に役立ててはどうか、そのために、新居浜市の紹介ブースを設
けてはどうか、というご提案をいただいたほか、本市からの、人材確保に向けた取組への協力依頼に対し、ホ
イアン市の若者が新居浜市の企業へ就職することは望ましいと考えており、是非、協力したい、そのような人
的交流も踏まえ、新居浜市の企業が、現在ホイアン市で整備している工業団地に進出してもらえるとありがた
い、などの前向きなご回答をいただくことができました。また、ホイアン日本祭りへの継続的な参加の依頼がご
ざいましたので、可能な限り参加したいとの意向をお伝えさせていただきました。

今回の訪問をきっかけとして、ホイアン市との連携を強化し、市民を巻き込んだ交流に発展させてまいりたいと
考えております。

また、ホイアン市政府以外にも、ベトナム中部最大の都市であるダナン市政府や、本市企業に優秀な外国
人人材を輩出していただいているダナン大学など関係機関を訪問し、今後の連携強化策などについて協議
してまいりました。今後とも、ホイアン市との交流による地域の国際化の推進を図るとともに、関係機関との連
携により、日本で就労する際に本市を選んでいただけるきっかけとなることを目指したいと考えております。

なお、今回の本市ベトナム訪問と同時期に、市内企業がベトナムを訪れておりましたが、新たに技能実習
生7名、高度技能人材1名とのマッチングが成立したと伺っております。

私からは以上でございます。